

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱
の一部を改正する告示

(御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年御殿場市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 耐震補強PR住宅 工事期間中に耐震補強PR看板を設置する住宅で、次のいずれか（以下「選択条件」という。）に該当するものをいう。

ア 工事期間中に現場見学会を実施するもの

イ 工事完成後に完成報告会を実施するもの

ウ 工事完成後に所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した書類及び耐震補強工事後の住宅の写真を市に提出するもの

エ その他耐震補強のPRに有効であると市長が認めるもの

第12条第2号に次のように加える。

オ 耐震補強PR住宅の選択条件のいずれを行ったかが分かる資料（耐震補強PR住宅の場合に限る。）

別表第2中「木造住宅耐震補強事業」を「木造住宅耐震補強助成事業」に、「50万円（高齢者等が居住する住宅にあっては70万円）」を「50万円（耐震補強PR住宅にあっては65万円）（高齢者等が居住する住宅にあっては70万円（耐震補強PR住宅にあっては85万円）」に改める。

様式第1号の3中

「

9 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで

」を

「

9 事業の予定期間 事業着手の日から 年 月 日まで

10 耐震補強のPR 行う（耐震補強PR看板を設置する） 行わない

（選択条件）

現場見学会の実施 完成見学会の実施

耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書
及び耐震補強後の住宅の写真的提出

その他（

）

」に

改める。

第2条 御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第12条第2号オを削る。

別表第2中「50万円（耐震補強PR住宅にあっては65万円）（高齢者等が居住する住宅にあっては70万円（耐震補強PR住宅にあっては85万円）」を「50万円（高齢者等が居住する住宅にあっては70万円）」に改める。

様式第1号の3中

「

10 耐震補強のPR 行う（耐震補強PR看板を設置する） 行わない

（選択条件）

現場見学会の実施 完成見学会の実施

耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書
及び耐震補強後の住宅の写真の提出

その他（

）」を

削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号の3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。